

開始準備中です。少々お待ちください。本説明会は録画をさせて頂いております。

質問受付について

- 本補助事業に関する質問は、正確性担保の観点から、電子メールのみで受け付けております。
- 説明会終了後に、以下のアドレスまでお送りください。
事務局公募関連受付 meti-batt-koubo2@nri.co.jp

公募申請の事前意思表示について

- 依頼事項：二次公募に応募予定の事業者は、下記期限までに事務局宛にご連絡をお願いいたします。
注) あくまで意思表示であり、その時点での応募確約を求めるものではありません。
- 連絡期限：9月30日（金）正午 *応募締め切りの一週間前
- 連絡方法：上記メールアドレスにご連絡をお願いいたします。
(詳細後述)

二次公募における変更点（一次公募からの変更点）

①補助対象事業、補助要件、補助率（事業概要）：

二次公募要領の通り。同一の補助金事業であることから、一次公募より変更はありません。

②応募様式：

別添A 研究開発概要 を追加（研究開発内容の適切な理解に基づいた審査のため）

③書き方ガイド：

書き方ガイド中にある記載内容を追加・更新（様式における書き方の更なる明確化のため）

⇒一次公募にて応募済の事業者様も、必ず二次公募の書き方ガイドを参照頂くようお願いいたします。

④その他：

スケジュール：2次公募スケジュールをご確認ください。

事前意思表示：次項をご確認ください

公募申請の事前意思表示

- 依頼事項：二次公募に応募予定の事業者は、下記期限までに事務局宛にご連絡をお願いいたします。
注) あくまで意思表示であり、その時点での応募確約を求めるものではありません。
- 連絡期限：9月30日（金）正午 *応募締め切りの一週間前
- 連絡方法：以下メールアドレスにご連絡をお願いいたします。

尚、連絡の際は事業者名、申請予定区分（A/B/C）を記載いただき、メールタイトルを「**二次公募申請の事前意思表示連絡**」としてご連絡を頂けますようお願いいたします。

連絡先：meti-batt-koubo2@nri.co.jp

**蓄電池の国内生産基盤確保のための
先端生産技術導入・開発促進事業費補助金
(二次公募)**

公募説明

2022年8月

アジェンダ

- 本補助金の目的
- 本補助金の概要
- 補助事業・要件の内容・補助率
- 補助対象内容・事業時実施期間
- 採択の審査方法・審査内容・その他留意事項
- 手続きの流れ・スケジュール・体制
- 応募申請の提出方法・様式一覧
- 質疑について

● 本補助金の目的

- サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（令和2年度第1次補正予算分）の交付を受けて造成した国内投資促進基金（以下「国内投資促進基金」という。）に積み増しを行い、当該基金を活用して、**蓄電池・材料・部材の国内生産基盤やリサイクル拠点を確保し、こうした生産基盤等を活かした研究開発を強化する**ことで、我が国における**蓄電池のサプライチェーンの強靱化を図る**ことを目的とします。

蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業

事業概要

- 先端的な蓄電池・材料・部材の生産技術、リサイクル技術を用いた大規模製造拠点を国内に立地する事業者に対し、そのために必要となる建物・設備への投資及びこうした生産技術等に関する研究開発に要する費用を補助。

※設備投資、研究開発双方の提案が必須

補助要件

(1) 技術的先進性

- 先端的なリチウムイオン電池(エネルギー密度の向上等)
- 先端的なリチウムイオン電池の部材・材料
- 電池材料のリサイクル

(2) 大規模投資

※要件の一覧を参考

(3) 設備の転用可能性

- 車載用電池の場合、定置用の生産にも転用可能な構造の設備とすること

(4) 国内サプライチェーン強靱化への寄与

- サプライチェーンリスクの軽減策の実施
- CO2排出低減・責任調達への対応
- サイバーセキュリティリスクへの対応 (BMS等)

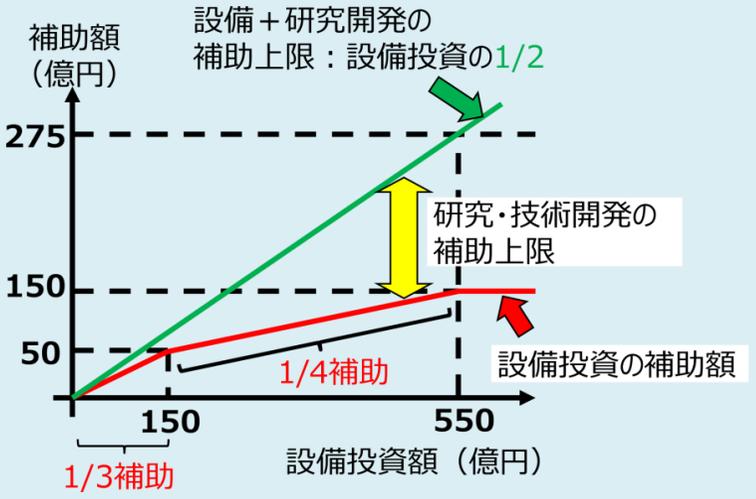
補助率・補助上限

(1) 設備投資

- 補助対象経費150億円までは、補助率 **1/3**
- 150億円を超える部分については、補助率 **1/4**
- 補助上限額 **150億円**

(2) 研究開発 補助率 **1/2**

※(1)による補助額との合額が、(1)の補助対象経費の1/2を超えない範囲

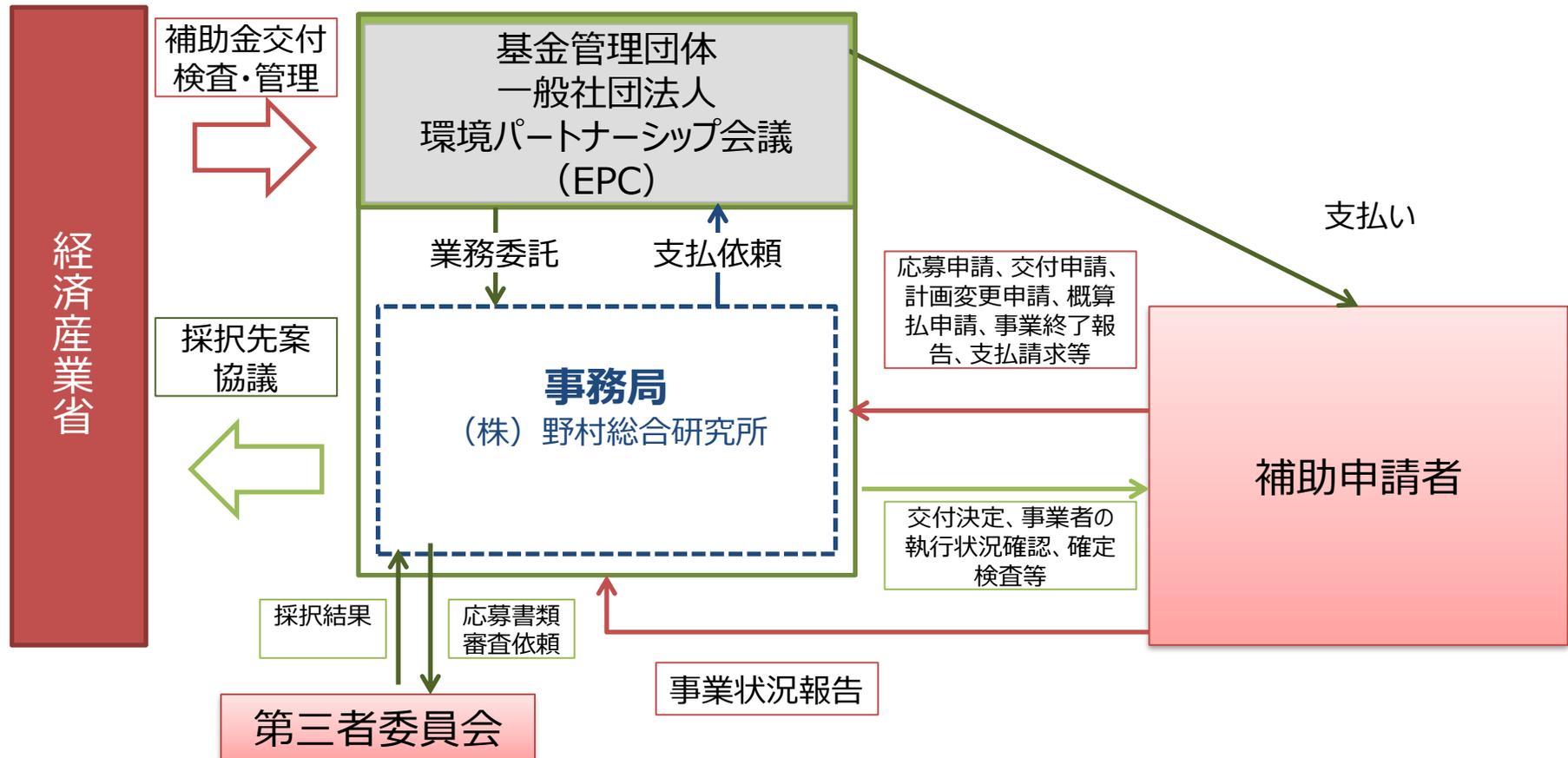


■ 補助スキーム (事業期間：5年間)



本補助金の実施体制について

- 本補助金は、経済産業省が基金造成を行い、基金管理団体を「一般社団法人環境パートナーシップ会議（EPC）」が務め、事務局業務を野村総合研究所（NRI）が執り行います。



補助対象事業について

- 本補助金の対象となる事業（補助対象事業）は、以下の「分類A」、「分類B」、「分類C」に該当する事業とします。

分類	分類A (蓄電池)	分類B (材料・部材)	分類C (リサイクル)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車載用（駆動用）蓄電池（乗用自動車用および軽自動車/重量車※¹用）、定置用蓄電池に関して、先端的なリチウムイオン電池の国内生産基盤を確保するための設備投資及び研究開発投資を行う事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先端的なリチウムイオン電池の材料・部材に関して、国内生産基盤を確保するための設備投資及び研究開発投資を行う事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄される車載用(駆動用)・定置用リチウムイオン電池又はその処理物、工程端材等からリチウムイオン電池材料へとリサイクルする工程※²に関して、国内のリサイクル拠点を確保するための設備投資及び研究開発投資を行う事業

※ 1 トラック、バス等を想定

※ 2 廃棄されるリチウムイオン電池を処理する工程を含む場合には、車載用(駆動用)・定置用リチウムイオン電池を処理出来る工程である必要があります。

補助要件について①

- 以下に該当する蓄電池、蓄電池材料・部材、蓄電池リサイクルに関する設備投資が対象になります。

分類	分類A		分類B	分類C
対象	車載用（駆動用）蓄電池		定置用蓄電池	材料・部材
	乗用自動車（軽除く）用	軽自動車/重量車用		
(1) 技術先進性要件				
技術要件	以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するリチウムイオン電池であること	以下の(1)~(3)のいずれかに該当するリチウムイオン電池であること	以下の(1)~(3)のいずれかに該当するリチウムイオン電池であること	左記に掲げる蓄電池に使用される材料・部材が生産可能な設備投資であること
	(1)生産する蓄電池セルの形状に応じて、以下の要件を満たすこと		左記に掲げる蓄電池に使用される材料・部材が生産可能な設備投資であること	
	a)蓄電池セルの外装が角型の缶又はラミネートのパウチであるもの場合、以下のいずれの要件も満たすもの ・蓄電池セルの体積エネルギー密度が500Wh/L以上であること ・正極のニッケル比率が5割を超えるものであること			
	b)蓄電池セルの外装が円筒形の缶であるもの場合、以下のいずれの要件も満たすもの ・蓄電池セルの体積エネルギー密度が650Wh/L以上であること ・外装缶の外寸が、直径21mm、高さ70mmよりも大型のものであること（いずれも超える必要がある）			
(2)蓄電池の内部構造が、一般的に普及している蓄電池の構造とは大きく異なるものであり、将来に渡って、電動車の駆動用蓄電池として利用することが期待できる技術的優位性を有するもの	(2)蓄電池の内部構造が、一般的に普及している蓄電池の構造とは大きく異なるものであり、将来に渡って、定置用蓄電池として利用することが期待できる技術的優位性を有するもの	左記に掲げる蓄電池に使用される材料・部材が生産可能な設備投資であること		
	(3)上記以外の蓄電池であって、既に一般的に広く流通している類似の蓄電池※と比較して、エネルギー密度、充放電特性、安全性、寿命等のいずれかの性能において、最先端であるもの ※蓄電池の内部構造及び正極材等の組成が類似しているもので比較する		左記に掲げる蓄電池に使用される材料・部材が生産可能な設備投資であること	

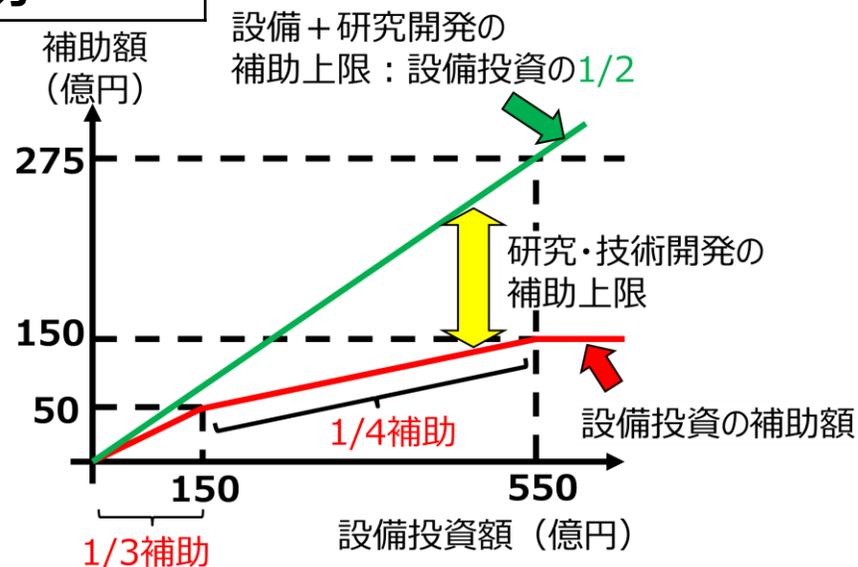
※P5の※2を参照

補助要件について②

分類	分類A		分類B	分類C	
対象	車載用（駆動用）蓄電池		定置用蓄電池	材料・部材	リサイクル
	乗用自動車（軽除く）用	軽自動車/重量車用			
（1）技術先進性要件					
生産性要件	導入する生産技術が以下の要件を満たすこと ・蓄電池/材料・部材の生産性が従来よりも向上していること ※生産性の定義は、「償却費＋直接労務費＋エネルギーコスト」に対する生産物の割合 ※コスト計算については、試算で可 ※比較すべき既存の生産ラインがない場合、設備の最先端性を説明することで代替可			なし	
（2）投資規模要件					
	投資する設備について、1ライン当たりの生産能力が1GWh／年以上であること	投資規模（生産能力）が200MWh／年以上であること	投資規模（生産能力）が蓄電池1GWh／年(相当)以上であること	廃電池換算での処理量が1,000トン／年以上であること	
（3）設備の転用可能性					
新技術対応	・設備投資完了後の技術トレンドの変化にも対応できるものであること ・設備投資完了後、運転期間中においても、研究開発・デジタル投資等により補助対象設備に関するイノベーション・生産性向上に向けた取組を継続すること				
定置用への転用	軽微な設備変更又は運転条件の変更により、定置用蓄電池の生産にも転用可能な構造の生産設備とすること	なし	なし	なし	

補助金交付申請額、補助率及び限度額等について

	設備投資	研究開発投資
補助率	補助対象経費(A) 150億円まで : 補助率 1/3 150億円超の部分 : 補助率 1/4	補助対象経費(B) 補助率 1/2
事業全体の補助金上限額	「設備投資の補助対象経費(A) × 1/2」 (C)	
補助金交付申請額、及び補助上限	「(A) × 上記補助率」 (D) ただし、上限は150億円	「(B) × 1/2」 と 「(C) - (D)」 の低い方



補助対象について ① (設備投資)

- 設備投資と研究開発投資では、補助対象となる項目に差異があります

分類A～Cのそれぞれにおいて、下記の設備投資に要する費用として、投下固定資産額（地方税法第341条に規定する固定資産のうち当該事業の用に供するものの取得等価格の合計額（消費税及び地方消費税を除く。））、併せて実施する附帯工事費等が対象となります。

- ・建物取得費 ※1
- ・設備費 ※2
- ・システム購入費 ※3

- ※1 建物取得費は、本補助金事業で導入する設備・機械装置の稼働に必要な建物部分に対してのみ、補助対象とします。
- ※2 設備取得においてリースする場合、リース会社が購入した設備・機械装置を補助対象とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は補助対象とはなりません。なお、建物取得でのリースにかかる費用も対象外となります。
- ※3 システム購入費には、本補助金事業で導入する設備・機械装置を稼働させるために直接的に必要なソフトウェアに係る費用が該当します。

補助対象について ② （研究開発投資）

- 設備投資と研究開発投資では、補助対象となる項目に差異があります

概ね5年以内に実用化を目指し実施する、以下の研究開発投資に要する費用のうち、採択審査・採択決定を経て、交付決定を受けた際の研究開発計画の対象費用が支援対象となります。

※**研究開発期間は2026年度**までです。

- ・設備投資補助を受けて導入する設備の生産性を更に向上させるための研究開発投資
- ・設備投資補助を受けて導入する設備で生産する予定の生産物（電池、材料・部材、リサイクルによって生み出される材料）に関する研究開発投資
- ・設備投資補助を受けて導入する設備を活用して行う新技術の研究開発投資

また、以下の費用が対象経費となります。

- ①機械装置費等（機械装置等製作・購入費、土木・建設工事費、保守・改造修理費）※
- ②労務費（研究員費・補助員費）
- ③その他経費（システム購入費、消耗品費、旅費、外注費、諸経費）
- ④委託費・共同研究費

※ ①には、以下費用は含みません。

- ・設備投資補助対象として導入した設備の保守・改造修理費
- ・研究開発目的で取得した機械装置等を設備投資補助対象として導入した量産設備に組み込むための土木・建築工事費/改造費

補助対象について ③ その他

◆ (要件B) 投資した設備で蓄電池材料・部材以外の材料・部材の製造も可能である場合の扱い

⇒原則として、投資した設備で、蓄電池専用(※1)用途の材料・部材以外のものも生産可能な設備投資となる場合等には、事後報告の期間内(5年間)において、営業期間のうち概ね1/2以上が蓄電池専用用途の材料・部材の生産(生産準備含む)に供されることの見込みを申請時に示す(※2)こと、かつその実績を事後報告時に示す(※3)必要があります。

- ※1 化学組成、純度、性能等が蓄電池専用であると言えるかどうかで判断します。ラベルで「専用」と表示している等の形式的区別があったとしても、汎用材料・部材は「専用」とはみなしません。
- ※2 蓄電池専用の素材・部材以外も生産可能な設備投資が必要であることの合理的な理由を提示していただく必要があります。
- ※3 事後報告の期間内(5年間)において、営業期間のうち概ね1/2以上が蓄電池専用である実績を示せない場合、補助金を返納いただく可能性があります。

補助対象について ③ その他

◆設備投資のみの補助申請が認められるか

⇒設備投資のみの投資計画の申請の場合は、支援対象とはなりません。

研究開発について、補助を申請しない場合にも、以下の一部又は全部に該当する研究開発に関する2026年度までの計画を提出していただく必要があります。

- ・設備投資補助を受けて導入する設備の生産性を更に向上させるための研究開発投資
- ・設備投資補助を受けて導入する設備で生産する予定の生産物（電池、材料・部材、リサイクルによって生み出される材料）に関する研究開発投資
- ・設備投資補助を受けて導入する設備を活用して行う新技術・次世代製品のための研究開発投資

※研究開発について補助を申請しない場合には、補助対象経費等、補助金申請様式の中の一部事項の記載が免除とする予定です。

※採択審査の結果、研究開発に関する補助が認められず、設備投資に対する補助のみが行われる場合があります。この場合、研究開発部分の不採択決定以降は、研究開発に関する各種の手続きは原則免除となります。

事業実施期間 ①

- 設備投資と研究開発投資では、事業実施期間に差異があります。

◆応募申請書の提出

	設備投資	研究開発投資
開始時期	原則として 交付決定日以降 (事前着手可能)	交付決定日以降 (事前着手不可)
終了時期	原則として 2025年度(令和7年度)末 ※	2026年度(令和8年度)末

※特段の事情がある場合には、理由書及び遅くとも交付決定後1年以内に着工する旨の誓約書の提出を条件に、2026年度中まで延長することを認める場合があります。

設備投資と研究開発投資のいずれについても、2021年12月21日より前に投資公表している案件については、補助事業の対象外となります。

事業実施期間 ②

◆事前着手

設備投資のみが対象。事業への応募時に、事前着手承認書を提出し、事業採択された場合には、補助対象となり得ます。

※事前着手する場合にも、三者見積もり等、費用の適切性を示す選定プロセスは必須。

※導入する設備が特殊であり、要求性能を満足する設備を製造できる者が三者いない場合等、
三者見積もり以外の方法に依らざるを得ない場合には、事務局にご相談ください。

2021年12月21日以降に発生した経費などが対象となり得ます。

事前着手を申請される事業者は、応募申請書類とともに、事前着手の承認のための申請書類(様式10)を提出してください。

採択の審査方法

- 補助金申請システム「jGrants」にて受け付けた提出書類に基づき書面審査を基本とします。

◆審査方法

採択の審査は、事務局内に設置される第三者委員会において、実施されます。

書面審査を基本としますが、補助事業者へのヒアリングの実施も予定しております。
ただし、応募件数が想定を超える場合等においては、ヒアリング対象を大規模な事業等に絞り込む形で実施する可能性があります。

また、提出書類に不備（必要書類の欠落や記入漏れ等）があった場合は、審査基準に関わらず、審査の対象となりませんので十分ご注意ください。

様式チェックシートを公募要領に付けておりますので、適宜、活用下さい。

審査内容 ①

- 別途、申請書の書き方ガイドを用意しました。

◆審査方法（基本事項の審査）

ア. 基本的要件

「公募要領1.（1）目的」に掲げる補助事業の目的に合致しており、かつ「公募要領1.（3）補助要件」に掲げる要件を満たしているか

イ. 適格性

「公募要領4. 補助事業者の義務等」に掲げる要件を満たしているか

ウ. 補助事業の実施体制

補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか

エ. 財務の健全性

補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか

オ. 補助事業の実現性

補助事業の投資計画等が妥当であるか。また、補助事業が企業規模（企業の財務指標（売上高、純資産、総資本等））に比して過大でないか

審査内容 ②

- 書き方ガイドを熟読の上、申請書作成をお願いします。

◆審査方法（事業内容に関する審査）

ア. 技術の先進性

補助事業により設置する国内生産基盤やリサイクル拠点が、技術的な先進性・優位性を持っているか

イ. 生産性の向上

補助事業により設置する国内生産基盤やリサイクル拠点の生産性（生産能力）が従来より向上しているか

ウ. 設備の転用可能性

設備投資完了後の技術トレンドの変化にも対応できるものであるか。イノベーション・生産性向上に向けた取組を継続できるか

エ. 研究開発の先進性と実現性

補助対象事業の生産性向上、品質向上、新技術開発等に資する研究開発か

オ. 国内サプライチェーン強靱化への寄与

日本の蓄電池のサプライチェーンの強靱化に貢献する投資であるか

カ. 国内経済への寄与

補助事業による地域経済への貢献、雇用創出効果、および日本の技術力強化への貢献が十分に期待できるか

キ. 賃上げ及び取引適正化に関する取組

大企業は3%以上、中小企業等は1.5%以上の賃上げに取り組む予定があるか。また、サプライチェーン全体の付加価値向上等を図るため、「パートナーシップ構築宣言」を行っているか

その他の事項について

- ◆ **研究開発投資の補助上限額が、設備投資金額に応じて変動する制度となっているが、最終的な設備投資金額が、確定検査段階で変動した場合、研究開発投資の補助上限の扱いはどうなるか**

⇒補助額が減少する場合がありますが、増加することはありません。

- (1) 設備投資補助の対象となる費用が交付決定時と比較して増加した場合
研究開発に関する交付決定金額が増加することはありません。
- (2) 設備投資補助の対象となる費用が交付決定時と比較して減少した場合
研究開発補助金額の上限が減少する可能性があります。

具体的には、確定検査において設備投資補助対象経費と認定された金額を踏まえて再計算した研究開発補助の上限金額が、交付決定金額よりも低いときには、再計算した金額が補助の上限となり、補助金上限額が減少します。

※再計算した金額の方が交付決定金額よりも高い場合には、引き続き交付決定金額が補助上限となります。

補助金額の計算イメージ

※交付決定金額は、実際には、補助金申請額より減額される可能性があります。

投資計画A

設備投資総額 210億円
研究開発投資総額（5年）120億円

設備投資額が150億円を超えるケース

①設備投資総額から、設備補助額（満額）と総補助額（上限）を計算

設備投資補助額（満額査定の場合）： $150 \times 1/3 + (210 - 150) \times 1/4 = 65$ 億円
総補助額（上限）： $210 \times 1/2 = 105$ 億円

②①から計算される研究開発補助上限と実際の研究開発投資額を比較し、研究開発補助額（満額）を計算

研究開発補助額（設備投資総額から計算した上限）： $105 - 65 = 40$ 億円
研究開発投資額（投資総額の1/2）： $120 \times 1/2 = 60$ 億円 } 少ない方が上限となる

研究開発補助額（満額査定の場合）
：40億円

補助金額の変動イメージ

※交付決定金額は、実際には、補助金申請額より減額される可能性があります。



①確定検査の設備投資総額から、設備補助額（満額）と総補助額（上限）を再計算

設備投資補助額	:	$150 \times 1/3 + (190 - 150) \times 1/4 = 60$ 億円
総補助額（上限）	:	$190 \times 1/2 = 95$ 億円

②①から再計算される研究開発補助上限と交付決定金額、確定検査の研究開発投資総額を比較し、研究開発補助額を計算

研究開発補助額（設備投資総額から再計算した上限）	:	$95 - 60 = 35$ 億円	} 少ないものが上限となる 研究開発補助額：35億円
研究開発補助の交付決定金額	:	40億円	
確定検査の研究開発投資総額から計算した補助額	:	$80 \times 1/2 = 40$ 億円	



①確定検査の設備投資総額から、設備補助額（満額）と総補助額（上限）を再計算

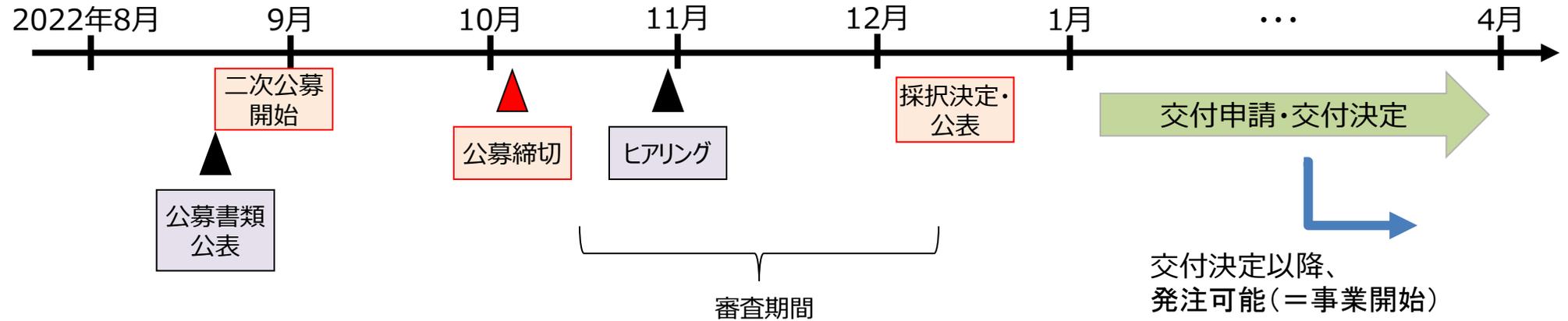
設備投資補助額	:	$51 \times 1/3 = 17$ 億円
総補助額（上限）	:	$51 \times 1/2 = 25.5$ 億円

②①から再計算される研究開発補助上限と交付決定金額、確定検査の研究開発投資総額を比較し、研究開発補助額を計算

研究開発補助額（設備投資総額から再計算した上限）	:	$25.5 - 17 = 8.5$ 億円	} 少ないものが上限となる 研究開発補助額：5億円
研究開発補助の交付決定金額	:	5億円	
確定検査の研究開発投資総額から計算した補助額	:	変動無し (5億円)	

スケジュールについて

◆公募・採択スケジュール



2022年（令和4年）8月24日（水）
2022年（令和4年）10月7日（金）正午
2022年（令和4年）10月中旬～
2022年（令和4年）～12月中旬※

公募開始
公募締切
ヒアリングの実施
採択先公表

※ 採択先決定日については、応募申請件数次第で前後する可能性があります。

◆採択決定以降のスケジュール

原則として、交付申請受付は、2022年度内となります。
交付決定後は速やかに着手をしていただきます。

依頼・義務事項

◆応募された事業者に対する依頼事項

本補助金に応募された全ての事業者に対して、補助金導入効果の分析等のための調査等に協力をお願いする場合があります。

◆採択事業者に対する義務事項

公募の結果として、採択事業者名、事業実施場所、事業内容（補助事業により生産等を行う製品・部素材名）等について公表します。
さらに補助金交付額についても、一部公表する場合があります。

補助事業者は、毎年度、補助事業に係る事業継続等状況について報告して頂く必要がございます。また、事務局又は基金設置法人EPCが必要と認める場合には、報告期間終了後も報告を求めることができます。

また、補助事業に係る調査、その他事業成果の発表などに協力して頂きます。 等。

応募申請書の提出

- 補助金申請システム「jGrants」にて応募を受け付けます。

◆ 応募申請書の提出

本公募では、補助金申請システム「jGrants」にて応募を受け付けます。jGrantsを利用するにはGビズIDの取得が必要ですので、ご準備ください。

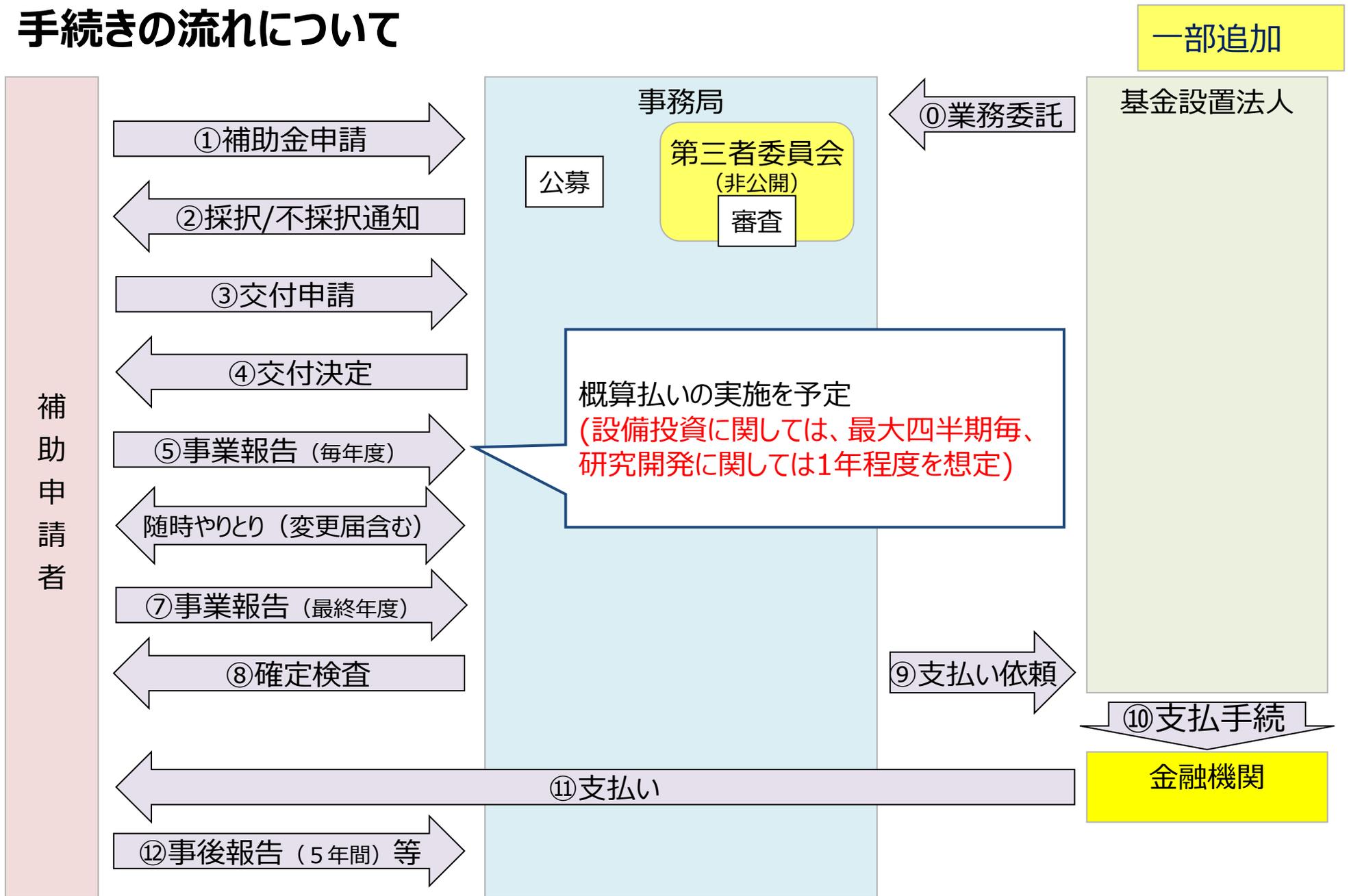
(GビズIDの取得には2～3週間を要する場合がありますため、余裕を持って準備されるよう十分ご注意ください)

共同申請の場合は、代表申請者（申請を代表する事業者）が取りまとめて提出してください。

◆ 応募様式

応募申請書様式は、補助金申請システム「jGrants」からダウンロードした「Wordファイル」「Excelファイル」で作成していただき、申請する金額・人数等の数値や文言に書類内での不整合がないか確認した上で、ご提出ください。

手続きの流れについて



提出資料一覧

各様式において、申請する事業に必要な項目に記載漏れがあった場合は、審査の対象外として不採択となることがありますので、ご注意ください。公募要領にあるチェックシートをご活用下さい。

※別添Aについては、追加資料となり、公募要領上には記載がありません。ご注意ください

補助事業分類		A	B	C
様式第1	蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業の応募について	◎	◎	◎
様式第2	補助事業概要説明書	○	○	○
様式第3-A	補助事業の詳細	◎		
様式第3-B	補助事業の詳細		◎	
様式第3-C	補助事業の詳細			◎
様式第4-A B	国内サプライチェーン強靱化への寄与	◎	◎	
様式第4-C	国内サプライチェーン強靱化への寄与			◎
様式第5	事業戦略及び経済効果等に関する申請事項	◎	◎	◎
様式第6	賃上げ及び取引適正化に関する取組	○	○	○
様式第7	補助事業に関する設備のサイバーセキュリティに関する誓約書	○	○	○
様式第8	蓄電池システムの制御に係るソフトウェアのサイバーセキュリティに関する誓約書	○		
様式第9	暴力団排除に関する誓約書	○	○	○
様式第10	事前着手承認申請書	△	△	△
別添1	投資内訳 (Excel)	○	○	○
別添2	補助金算定 (Excel)	◎	◎	◎
別添A	研究開発概要	◎	◎	◎

◎：提出必須（共同申請の場合は補助事業で1つ作成）

○：提出必須（共同申請の場合は事業者ごとに作成）

△：提出任意（共同申請の場合は補助事業で1つ作成）

質問受付について

- 本補助事業に関する質問は、正確性担保の観点から、電子メールのみで受け付けております。
- 説明会終了後に、以下のアドレスまでお送りください。
事務局公募関連受付 meti-batt-koubo2@nri.co.jp

公募申請の事前意思表示について

- 依頼事項：二次公募に応募予定の事業者は、下記期限までに事務局宛にご連絡をお願いいたします。
注) あくまで意思表示であり、その時点での応募確約を求めるものではありません。
- 連絡期限：9月30日（金）正午 *応募締め切りの一週間前
- 連絡方法：上記メールアドレスにご連絡をお願いいたします。
尚、連絡の際は事業者名、申請予定区分（A/B/C）を記載いただき、メールタイトルを「**二次公募申請の事前意思表示連絡**」としてご連絡を頂けますようお願いいたします